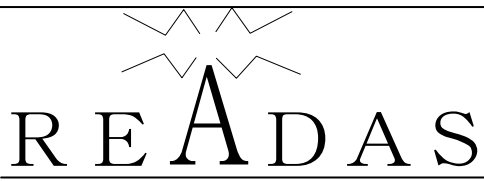


第 5258 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月 1日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 非上場株式についての相続税の納税猶予

Q：平成27年から非上場株式等についての相続税の納税猶予制度が変更になっているようですが、どのあたりが変更になったのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

非上場株式等についての相続税の納税猶予とは、後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されるという制度です。

平成27年度から、次の改正が行われています。

- ① 経済産業大臣の事前確認制度が廃止になりました。
- ② この特例の対象外となる資産管理会社の要件が見直されました。
- ③ 後継者は親族でなくてもよいことになりました。
- ④ 株式不発行会社であっても、株券不発行のまま担保提供が可能になりました。
- ⑤ 雇用継続要件が緩和されました。
- ⑥ 納税猶予税額の計算方法が変更されました。

なお、改正前に適用を受けた人であっても、一定の要件を満たすときは、選択により、改正後の適用を受けることができます。

